

可燃ごみ用指定袋の供給不足について（報告）

現在、本市の可燃ごみ用指定袋について、受注量に対して供給量が不足しており、市内の取扱店において品薄状態となっております。

このまま品薄状態が続きますと、市民生活に混乱が生じるおそれがあるため、今後の対応等について報告します。

1 経緯

- 8月31日（水） 市民から、取扱店での可燃ごみ用指定袋の欠品について本市（環境政策課）に対し苦情
- 9月 1日（木） 契約業者に現状報告を依頼
- 9月 6日（火） 契約業者及び受注管理業者から、可燃ごみ用指定袋の在庫の不足及び発送の遅れについて報告
- 9月15日（木） 契約業者及び受注管理業者から、今後の見込みについて報告

2 状況

令和4年3月末頃から一部の取扱店において納品の遅れが発生し始め、同年8月末頃からは市内の多くの取扱店で品薄又は欠品状態が生じています。

3 原因

指定袋製造業者において、令和3年6月頃から複数の従業員の退職及び新型コロナウイルス感染症によって製造能力が低下し、それが継続しているためです。

4 影響自治体数

約230自治体（令和4年9月6日時点で把握している数）

5 今後の見込み

現在、契約業者等において、新規従業員の採用による人員確保、契約自治体数の見直し及び指定袋製造業者の変更により、必要製造量の調整などの対策を講じていますが、市内の取扱店の在庫回復時期の見通しは不明確な状況です。

6 今後の対応

次の期間において、家庭から可燃ごみを搬出する際は、透明又は半透明のポリ袋（レジ袋も可）の使用も可能とする臨時的な措置を実施します。

措置期間：令和4年10月3日（月）～同年11月30日（水）

また、取扱店からの可燃ごみ用指定袋の新規受注及び取扱店への配送を停止することで、保管業者における可燃ごみ用指定袋の在庫を回復させ、措置期間終了後の安定的な供給が可能となるようにします。

※ 参考（業務フロー図）

